

AI プロダクト開発支援事業運営業務 公募要領

1 案件名称

AIプロダクト開発支援事業運営業務

2 業務の概要

(1) 事業目的

神戸経済の持続的成長を目指すためには、イノベーションを起こし得るスタートアップを市内から生み出し、成長させることが必要である。

本事業では、「AI」を活用した事業アイデアを有する個人・法人に対し、神戸のリソースを活用した支援を実施することで、「神戸ならではの AI スタートアップ」を作り出すことを目的とする。市内外の企業、支援者、大学等の本事業への積極的な参画を促し、AI スタートアップの創出を加速化させると共に、AI の活用に進取的に取り組む神戸のプレゼンスを高める。

(2) 業務内容

別紙、業務委託仕様書による

(3) 委託契約金額（上限）

18,000,000 円（消費税・地方消費税含む）

(4) 委託業務期間

契約締結の日から 2026 年 3 月 31 日まで

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 応募者資格

次に掲げる要件のすべてに該当する団体であること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立または民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生または再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団でないこと。また、従業員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力でないこと。
- (8) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。

- (9) 共同企業体による応募も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記(1)から(8)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。なお、共同企業体による応募の場合、(別紙)評価項目の地元企業に関する配点は、代表者の属する企業の所在地により決定する。

4. 業務履行にあたっての留意事項

本業務の履行にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 常に本市担当職員との連携を密にして業務にあたるものとする。
- (2) 業務の進捗状況については、本市担当職員の指示により適宜報告するものとする。
- (3) 業務委託仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と十分に協議するものとする。

5 スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 2025年2月18日(火曜) |
| (2) 参加申請関係書類・質問票提出期限 | 2025年3月6日(木曜) 17時必着 |
| (3) 質問に対する回答 | 2025年3月11日(火曜) |
| (4) 企画提案書・見積書の提出期限 | 2025年3月19日(水曜) 17時必着 |
| (5) 選考審査会 | 2025年3月25日(火曜)(予定) |
| | ※詳細は別途参加申込者に通知 |
| (6) 委託事業者決定通知 | 2025年3月下旬予定 |
| (7) 契約締結・業務開始 | 2025年4月1日(予定) |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

- ア. 受付期間 2025年2月18日(火曜)～2025年3月6日(木曜) 17時まで
- イ. 提出方法 本要領10に記載の担当部署に電子メールでデータを提出すること。
- ウ. 提出書類
 - ①参加申込書(様式1号)
 - ②参加資格確認書(様式2号)
 - ③団体概要(様式3号) ※直近事業年度の会社概要、パンフレット等も可
 - ④神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式4号)
 - ⑤共同企業体結成届出書(様式5号)(共同企業体による参加申込の場合のみ)※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記③④を提出すること。

(2) 質問の受付

- ア. 受付期間 2025年2月18日(火曜)～2025年3月6日(木曜) 17時まで
- イ. 提出方法 質問票(様式6号)に必要事項を記載し、本要領10に記載の担当部署に電子メールで提出すること。電話等による質問は受け付けない。
- ウ. 回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで回答する。なお、質問者の情報については公表しない。

エ. その他 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

(3) 企画提案書・見積書の提出

ア. 受付期間 2025年2月18日(火曜)～2025年3月19日(水曜)17時まで

イ. 提出方法 本要領10に記載の担当部署に電子メールでデータを提出すること。

ウ. 提出書類 ①企画提案書(様式不問、A4サイズ)

下記の事項及び仕様書で指定している項目について必ず記載すること。また、記載事項についての提案については、場合によっては審査上の加点事項とする。

I 事業実施提案

- ・本事業実施に当たっての全体コンセプト
- ・全体スケジュール案
- ・事業実施内容
- ・プロダクト開発支援内容
- ・市内外の有益な支援先一覧

II 業務を遂行するための体制

III 同種業務の実績

②見積額調書(様式7)及びその明細書(様式自由)

③その他補足資料(任意、様式自由)

7 事業者の選定について

(1) 提案審査会の開催

ア. 日付 2025年3月25日(火曜)予定 ※詳細は応募者に別途通知

イ. 場所 三宮ビル東館内

(2) 選定方法

ア. 審査員は、応募者が企画提案書に基づき行うプレゼンテーションの内容に対する審査を原則対面により行う。

イ. 委託候補者選定については、提案内容について評価を行い選定する。

ウ. 審査員は、別紙「採点表」に沿って、100点満点で評価を行い、各審査員の合計点の平均が最も高い応募者を委託候補者とする。なお、各審査員の合計点の平均が60点未満の応募者は失格とする。

エ. 各審査員の合計点の平均が最も高い応募者が複数あった場合は、内容点のうち「1目標達成に向けた工夫」の点数が高い事業者を契約の相手方の候補者とする。

(3) 選定結果の通知及び講評

2025年4月上旬を目途に、本市ホームページ上に公表するとともに、応募者全員に結果を通知する。ただし、審査の内容等に関する問い合わせは受け付けない。

8 契約の締結

- ・提案審査会における最優秀提案者と契約締結の協議を行う。なお、最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行う。

- ・契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。

9 その他

- (1) 応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 提出された書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (4) 提出された書類については、審査・選定以外の目的に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) 企画提案書の提出後に、提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式8号）」を本要領10に記載の担当部署に電子メールで提出すること。
- (6) 提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となるため、実現が確約されることを表明すること。採用決定後であっても、契約段階において表明した内容に大幅な変更がある場合には、次点の提案者と契約を締結する場合がある。また、提案書に虚偽の記載をしたものは、当該業務の提案書を無効とする。
- (7) 本委託契約は令和7年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行う。予算が成立しない場合には、この募集に基づく契約締結をしないことがある。

10 提出先、問い合わせ先

神戸市経済観光局新産業創造課 担当：高見、角

住所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 8階

E-mail：shinsangyosozo@office.city.kobe.lg.jp